（新型コロナウイルス感染症の患者等の届出の特例）

第三条　第七条第一項ただし書（同項第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同項第一号の指定届出機関（次項において「指定届出機関」という。）に係る新型コロナウイルス感染症の患者について診断し、又は新型コロナウイルス感染症により死亡した者の死体を検案した場合は、当分の間、法第十四条第二項の届出をすることを要しない。ただし、都道府県知事が当該届出をすることを要すると認める場合は、この限りでない。

2　前項ただし書の規定の適用を受けた指定届出機関が法第十四条第二項の届出を行う場合においては、当分の間、第七条第二項の規定は、適用しない。

附　則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。

（新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出の特例）

第三条　第二十三条の九第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、新型コロナウイルス感染症の患者については、当該届出をすることを要しない。」とする。